

Title	米國各州法制上に於る市の分類について (完)
Sub Title	
Author	島田, 久吉 (Shimada, Hisakichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1937
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.16, No.4 (1937. 12) ,p.135- 153
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19371229-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

米國各州法制上に於る市の分類について (完)

島田久吉

〔ミシガン州〕

分類 州法によりて特に一級・二級・三級と規定せられてゐる市はない。之等の市は已に自主市制を許されてゐる。人口三千より一萬までの市を四級市とす。また人口七百五十人より二千人までの村にして市制を採らんとするものは五級市となる。村は人口二百五十以上の自治體である。すべて市・村は如何なる市制を採用しても差支ないが之は市制制定委員會が作成して後、市民の投票に附するを要す。市制には必ず市長の選任に關する規定を設ける必要があるが、市長を市會による選出としてもさまたげない。また凡て市制及び之が改正は知事の同意も必要とするが實際に於ては知事の同意は簡單に得られてゐる。且、市民發議による改正の要求は知事の否認する處を問はず有權者の投票に附し、また市會の提案にかかる改正要求にして知事の否認する場合は市會の三分の二以上の投票を以て市

米國各州法制上に於る市の分類について

民の投票に附す。

市長市會制 四級市は四級市に關する州法の規定に基いて本制を採用することが出来る。市長は市會を司會し票數同點の場合にかぎり投票權を有す。また市長は否認權を有し之を無効たらしむるには三分の二以上の投票が必要である。

委員會制 いかなる市も本制と規定する市制を自ら制定採用することが出来る。

支配人制 前項に同じ。

〔ミネソタ州〕

分類 人口五萬以上を一級市、二萬以上五萬までを二級市、一萬以上二萬までを三級市、一萬以下を四級市とす。人口百人以上三千以下の地區は村となす事を得。しかし村は自動的に市となるを得ない。

市政形態 總ての市は本州の自治規定に基いて如何なる市政形態をも規定し得る市制を作成採用することが出来る。而して市制の作成は當該都市の屬する裁判管轄區の判事によつて任命せられる不動産自由保有者の委員會が之に當り、有權者の投票に附す。猶これを採用するには七分の四以上の賛成投票が必要である。市長を市會の一員にするもせざるも又、市長に否認權を附與するも附與せざるも自由である。七十一の市は已に自主市制を採用し、そのうち五十七市は市長市會制を、九市は委員會制を、五市は支配人制を採用してゐる。

〔ミズーリ州〕

分類 一級市は人口十萬以上を原則とするが、(St. Louis, Kansas City 兩市を除く)七萬五千より十五萬までの都市は一級市になるかならぬかを自ら決定することが出来る。之と同じく二級市は人口三萬以上十萬以下であるが、

二萬七千五百以上七萬五千以下の市は自ら二級市の地位を取るか否かを決定することが出来る。三千人より三萬人までを三級市とし、五百人より三千人までを四級市とする。然共、特別な法律を以て成立せる町・村は人口五百に満たなくても四級市になることが出来、また人口二百を超へる村も自ら選んで四級市になる事が出来る。一級市に屬するもの St. Joseph 一市。二級市が二。また三級市になり得るものが五十八市あつて、此のうち大多數は已に三級市の地位を得たが、若干の市は特別市制を保持してをり、更に四級市に止つてゐるのが少數ある。州憲法は St. Louis と Kansas City の兩市に限つて自主市制の規定を設けてゐる。他の市に對しては自主市制を許さなす。

市長市會制 一級市及び四級市に對しては本制度の採用を強制してゐるが三級市に對しては隨意としてゐる。しかし特別市制を保持してゐる市及び三級市の大多數は本制度を採用してをり且、微力市長型である。市會の選舉は區によつて行はれ、收入役、司稅官、警察長官等の如き重要な地位は市民の選舉による。一級市に於ては市長は市會に屬さないが三級並に四級市に於ては市會を司會し、票數同點の場合のみ投票する。市長は否認權を有し、之を無効たらしむるには一級市に於ては四分の三、三級市、四級市に於ては三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制 二級市及び三級市は本制度を選擇することが出来る。二級に屬する兩市ならびに三級市のうち凡そ十市ばかりが本制を採用してゐる。二級市に對しては千九百三十三年に本制と並んで支配人制を選擇する自由を與へたが、それ迄は此の委員會制が強制せられてゐた。二級市に於ては市長のほか委員四名とし、ともに其の任期四年、各々特定の部門を擔當するものとして選出せられる。三級市に於ては委員の數は市の大小によつて相違し其の任期を二年とす。本制は市民投票によつて採用する。而して委員の選舉を要求する請願は最も近く行はれたる市選舉に於て投票せる投票者の少くとも廿五パーセントの署名を必要とする。

支配人制 二級市ならびに三級市はまた市民投票によつて、本制の規定を採用することが出来る。されども之の級等に屬する市のうち僅に二市のみが本州法の規定する支配人制を採用してゐるに過ぎない。市長は市會により市會議員中より選任せられる。

〔ミシシッピ州〕

分類 二千人以上の人口を有する地域を市とす。三百人より二千人迄を町とし、三百人以下百人までを村とす。市及び町の成立は州法の定むる處による。但し特別市制によるもの若干あり。

市長市會制 州法は總ての自治體に對して本制の採用を規定してゐる。本制はまた有權者の總數の四分の一以上の署名ある請願により或は市民投票によつて採用することを得。市長は市會を司會し贊否同點の場合はキャスティング・ヴォートを有し市長の否認權を無効たらしむるには市會に於て三分の二以上の投票を以てするを必要とする。

委員會制 人口二千以上の市は市民投票によつて本制を採用することが出来る。但し本制を採用せんとする請願には有權者の十パーセント以上の署名を必要とする。市長並びに委員二名は市民の選舉する處となす。

支配人制 本制に關する特別の規定なし。

〔モンタナ州〕

分類 一級市は人口一萬以上、二級市は五千以上一萬、三級市は一千以上五千以下である。また町は人口三百以上一千人までとす。本州に於ては人口二千五百以上の都市十八を數へ一千人より二千五百人までのところ廿四あり。市長市會制 委員會制もしくは支配人制を採用せざる市は州法の規定により本制を採用するを要す。また町は本制の採用を強制せられてゐる。市長は市會を司會し票數同點の場合に限り投票する。猶否認權を有し之を無効たらし

むるには市會に於て三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制 いかなる市と雖も、有権者の廿五パーセント以上の署名ある請願の提出の後、市民投票に附して本州法の規定する委員會制を採用することが出来る。然共、本制を採用した後一ケ年にして之を廢棄する事を得。人口二萬五千以下の市に於ては市長のほか委員二名とし、ともに其の任期二年。二萬五千を超ゆる市に於ては市長のほか委員四名にして任期は同じく二年である。

支配人制 委員會制と同じく、如何なる市も市民投票により本州法の規定する支配人制を採用する事が出来る。人口二萬五千以下の市に於ては委員の數を三名とし、二萬五千を超ゆる市に於ては五名とす。而して最高票を以て當選せる委員を市長とする。之の場合も二年後には之を廢棄する事が出来る。また千九百卅五年の州議會は凡ての市に對して獨自の市制を採用せしめ得る法案を考究した。

〔ネブラスカ州〕

分類 人口十萬以上の市は都制 (Metropolitan Plan) とし五千以上十萬以下を一級市、一千以上五千以下を二級市とす。人口百人より千人迄のものは村にして二級市のうち猶、村制を維持してゐるものも之に準ず。人口五千以上の市は凡て自主市制を採用する事が出来る。自主市制は有権者の十パーセント以上の署名ある請願によつて召集する市制制定會議によつて作成せられ次いで市民投票に附す。

市長市會制 委員會制もしくは支配人制を採用せざる市に對しては總て本制の採用が強制せられる。人口十萬以上の市に於ては市長は市會の一員として市會により選出せられ否認權を與へられない。之に反し四萬人以上十萬以下の市に於ては市長は市會に屬せず、また否認權を有す。千人以上二萬五千までの市に於ては市長は市會を司會し

票數同點の場合に限り投票權を行使する。

委員會制 人口二千以上の市は市民投票により州法の規定する本制を選択することが出来る。市長は市會の一員にして市會の選任する處とす。但し委員の數は一樣ならず、十萬人以上の市は七名、二萬五千より十萬までの市は五名、二千以上二萬五千以下の市は三名である。また本制採用後、四年を経れば之を廢棄し得ることになつてゐる。

支配人制 人口千より十萬までの市は市民投票により本制を選択することが出来る。市長は本制採用以前の方法により選出せられる。二萬五千以下の市に於ける委員は五名とし其の任期は四年とす。また四萬以上の人口を有する市に於る委員數は七名としその任期は同じく四年である。本制も四年間の實施の後には之を廢棄することが出来る。

〔ネヴァダ州〕

分類 人口二萬以上を一級市、五千以上二萬以下を二級市、他は凡て三級市とす。但し自治體たるには少くとも二百五十人の有權者を必要とする。本州に於ては市長市會制が最も普通に行はれてゐる市政形態である。

市長市會制 總ての市は本制を採用す。市長は市會を司會し票數同點の場合に限り投票する。市長は否認權を有す。市長の否認權を無効たらしむる爲には一級市に於ては市會の九分の七、二級市に於ては五分の四、三級市に於ては全會一致の投票を必要とする。

委員會制 如何なる市も州法の規定に基き本制を作成採用することが出来る。かゝる場合は最も近く行はれたる選舉に参加せる有權者の五分一以上の署名ある請願を提出せる後、市民投票にかける必要がある。

支配人制 本制に關する特別の規定なし。

〔ニュー・ハムシア州〕

分類 市の分類については州法に何等の規定なし。

市長市會制 市は州議會の個々の立法行爲によつて成立す。現在に於て本制を採用してゐる市は九市である。市長は市會を司會するとともに投票權を有す。また否認權も有し、之を無効たらしむるには市會に於て三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制 本制に関する特別の規定なし。

支配人制 いかなる市も州法の規定する本制を選択採用することが出来る。然共、現在に於ては本制を採用してゐる市は皆無である。

〔ニュー・ジャージー州〕

分類 人口十五萬以上を一級市、一萬二千以上十五萬以下を二級市とし、之の級等に屬せざるものは大西洋岸に位置する避暑地を除き總て三級市とす。随つて大西洋岸に所在する避暑地はすべて四級市となる。

市長市會制 本制は最も多く行はれてゐるが其の様式に各種あり。一般には市長は市會の一員に非ず、また否認權を與へられ、之を無効たらしむるには市會に於る三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制 總ての市は市民投票によつて州法の規定する本制を選択採用することが出来る。委員會制を採用してゐるもの六十一市あり、市長は委員會により委員中より選任せらる。本制を採用せんとする請願には有權者の二十パーセント以上の署名を必要とする。

支配人制 いかなる自治體も有權者の十五パーセント以上の署名ある請願ある上は市民投票にかけて本制を採用

(1479)

米國各州法制上に於る市の分類について

することを得。市長は市會により市會議員中より選出せられる。

〔ニュー・メキシコ州〕

分類 人口三千人以上を市とし、三千人以下千五百人までを町とし、千五百人以下百五十人までを村とす。いかなる市も市民投票により、州憲法に違反せざる限りは自由に市政形態を選択する事が出来る。但しかゝる請願は最も近く行はれたる選挙に於ける投票数の十五パーセントに相當する有権者の署名を要す。

市長市會制 他の制度を採用せざる市に對しては本制を採用せしめる州法の規定がある。市長は市會を司會しキアスチング・ヴォートを有す。また否認權を附與せられ、之を無効たらしむる爲には市會に於て三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制 總ての市は委員會制を規定する市制を作成採用することが出来る。

支配人制 人口三千より一萬までの市は市民投票によつて州法に規定する本制を選択採用することが出来る。委員の數は三名とし其の一人を以て市長とす。

〔ニューヨーク州〕

分類 市に分類なし。市は州議會の議決によつて成立す。市は凡て千九百二十三年の市自治法(Home Rule Law)により如何なる市政形態をも採用する事が出来る。また市制に於る各種の變改も市會のなし得るところである。但し重大な變改は市民投票にかける必要がある。

市長市會制 いかなる市も市民投票票によつて本制を採用することが出来る。本州に於る六十市のうち三十七市に於ては市長は市會の一員であり又この三十七市のうち十市に於ては票數同點の場合に限り投票權を有す。市長に

否認權を附與してゐる市は四十五市。但し之を無効たらしむるに必要な投票の割合は市によつて異なる。

委員会制 いかなる市も市民投票によつて本制を採用することが出来る。現在に於て本制を採用してゐる市は五市。市長は市民の選挙による。

支配人制 凡ての市は市民投票によつて自ら市制を作成し以て本制を採用することが出来る。現在、本制の下に市政を運用してゐる市は十三。市長は市民の選挙による。

〔ノース・カロライナ州〕

分類 市は州議會の議決によつて、或は市自治體法に基いて成立す。然共、舊來の特別市制に基く市も若干存続してゐる。市自治體法は市に對して四の選擇市制を規定して其の一つを擇ばしむるやうにし、如何なる市も市民投票によつて其の一つを採用することが出来る。また州憲法の許す範圍内に於ては市は現行の市制を廢棄して新市制を採用して差支へない。但し之の場合は市會の提案によるか、最も近く行はれたる選挙の有權者の二十五パーセント以上に相當する署名ある請願を以てする必要がある。

市長市會制 本州の規定する四の選擇市制のうちA型は強力市長制を規定してゐる。市長は市會の一員に非ず、また否認權を有す、之の否認權を無効たらしむるには本型に於ては三分の二以上の投票を要しB型即ち微力市長制に於ては過半数を以て足るとしてゐる。

委員会制 本制は本州に於る四の選擇市制のうちC型に屬し、如何なる市も之を採用する事が出来る。委員數は三人で、其のうち一人を市長とし、特に市長として選挙せらるることを必要としてゐる。

支配人制 本制はD型であつて、如何なる市も之を採用することが出来る。委員は五名とし其の任期は二年、市

長は委員會により委員中より選任せらる。

〔ノース・ダコタ州〕

分類 市は州法の規定に基いて成立し人口による分類はない。

市長市會制 市は州法の規定に基いて本制を採用することが出来る。市長は市會の一員ではないが市會を司會し、キアシテング・ヴォートのみを與へられてゐる。また否認權を有し之を無効たらしむるには三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制 人口五百以上の市は有權者の十パーセント以上の署名ある請願に次いで市民投票にかけ以て本制を採用することが出来る。委員長ほか委員四名とし其の任期は四年である。本制を採用して後六年を経れば之を廢棄することが出来る。

支配人制 いかなる市も有權者の二十五パーセント以上の署名ある請願について、選挙を行ひ總票數の七分の四以上を以て通過すれば本制を採用することが出来る。本制を採用して後五年を経れば之を廢棄すること得。

〔オハイオ州〕

分類 人口五千人以上を市とし以下を町とす。

市長市會制 市は市民投票によつて三の選擇市制のうち其の一を採用することが出来る。市長は市會の一員であるが投票權はない。また否認權を有し之を無効たらしむるには三分の二以上の投票が必要である。

委員會制 市は本州の自治規定に基いて本制を規定する市制を制定採用することが出来る。また州法の規定するところを適用せんとすれば人口一萬以下の市に於ては委員數を三名とし、一萬以上の市に於ては五名とする。いづ

れも其の任期は四年である。市長に關しては何等の規定もない。

支配人制 いかなる市も本制を規定する自主市制を制定採用することが出来る。またもし本州法の規定するところを選択適用せんとすれば一万人以下の市に於ては委員數を五名、一万人以上二萬五千以下の市に於ては七名、二萬五千を超える市に於ては九名、その任期は四年と規定せられてゐる。但し市長に關しては何等の規定はない。

〔オクラホマ州〕

分類 人口二千人以上の自治體は市となることが出来る。また市はすべて一級とす。市は市民投票に附して自ら市制を制定することが出来る。

市長市會制 自主市制を採用せざるところでは本制をとることが強制せられてゐる。市長は市會を司會し、キアスチング・ツオートのみを與へらる。否認權を有し之を無効たらしむるは三分の二以上の投票が必要である。

委員會制 市はすべて本制を採用する市制を制定することが出来る。現在に於て約三十の市が本制を採用してゐる。

支配人制 前項と同じく市はすべて本制を採用することが出来る。現在、本制を採用してゐる市は二十九市である。

〔オレゴン州〕

分類 本州の法制上に於ては市と町との間に何等の區別はない。人口百五十以上のところは市あるひは町として成立し得る。自主市制の採用を許されてゐるから如何なる市も自ら市制を制定することが出来る。

市長市會制 最も廣く行はれてゐるのが本制である。市長は市會の一員たるを普通としました投票權を有す。市長

米國各州法制上に於る市の分類について

は否認權を與へられてをり之を無効たらしむるには三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制 市はすべて本州の自治規定に基いて本制を採用する市制を制定することが出来る。

支配人制 前項に同じ。

〔ペンシルヴァニア州〕

分類 人口百萬以上を一級市、(Philadelphia 一市)五十萬以上百萬以下を二級市 (Pittsburgh 一市)十三萬五千人より五十萬までを二級市のAとし (Scranton 一市のみに適用)十三萬五千以下十萬以上を三級市とす。

市長市會制 一級市及び二級市に於ては市長は市會の一員にあらず、三級市に於ては市長は常に市會を司會しました完全なる投票權を有す。一級市及び二級市に於ては市長は否認權を有し、之を無効たらしむるには一級市に於ては四分の三、二級市に於ては三分の二以上の投票が必要である。三級市に於ては市長は否認權を有さない。

委員會制 本制の採用は三級市に限つて許可せらる。この場合は市長は市長として選舉せらるるを要す。

支配人制 本制は町 (boroughs)にかぎり採用を許されてゐるが、三級市も本制を採用し得るや否やについては若干の疑問がある。

〔ロード・アイランド州〕

分類 市に分類なし。市は州議會の個々の議決によつて成立する。現在に於て市の數は七であるが市に關する一般的法律はない。

市長市會制 凡ての市は本制を採用してをり、其のうち五市は、二院制度の市會を有してゐる。

〔サウス・カロライナ州〕

分類 市はすべて州議會の議決によつて成立し、人口の制限はない。

市長市會制 州法は人口千人より五千人までの市ならびに五千人以上にして委員會制あるひは支配人制を施行せざる市に對して本制の採用を規定してゐる。市長は市會の一員たるを常とし、また否認權に關しては何等の規定がない。

委員會制 人口四千より十萬までの市は本制を採用することを得。

支配人制 人口二千より四千までの市は市民投票によつて本制を採用することが出来る。また本制採用後、六ヶ年を経れば之を廢棄することが出来る。

〔サウス・ダコタ州〕

分類 人口五千以上を一級市、五千以下五百以上を二級市、五百以下を三級市あるひは町とす。

市長市會制 一級市及び二級市は本制を選択することが出来る。市長は市會の一員に非されども市會を司會しましたキアスチング・ヴォートを有す。否認權を與へられ之を無効たらしむるには三分の二以上の投票を必要とする。

委員會制 一級市及び三級市に屬する市は凡て過半数投票により本制を採用することが出来る。委員の數は二名あるひは四名とし、市長は市民の選舉による。

支配人制 前項と同じく一級市及び二級市は本制を採用することが出来る。現在本制を採用してゐる市は三市である。

〔デネシー州〕

分類 市に分類なし。本州に於ては殆んど凡ての市は特別市制の下に市政を運用してゐる。

米國各州法制上に於る市の分類について

市長市會制 州法の規定によつても特別市制によつても本制を採用することが出来る。市長は市民の選舉にかかり市會に屬さない。また否認權を有し之を無効たらしめざるには市會に於て三分の二以上の投票が必要である。

委員會制 州議會による特別の立法を以てすれば本制を採用することが出来る。

支配人制 いかなる市も有權者の廿五パーセント以上の署名ある請願について選舉を行へば本制を採擇することが出来る。市長は委員會によりその委員中より選任せられる。

〔テキサス州〕

分類 人口五千以上の市は自主市制を採用することが出来るが五千以下の市は州法によつて市制を規定せられてゐる。

市長市會制 人口五千以上の市は自主市制の下に本制を採用することが出来る。市長は市會を司會し投票權を有するが、吏員の任命については投票することが出来ない。また市長は否認權を附與せられるゐるが、過半數の投票を以て之を無効とすることが出来る。

委員會制 人口五百以上五千までの町・市は市民投票によつて本制を採用することが出来る。この市民投票を行ふには有權者の十パーセント以上の署名ある請願が必要である。市長は市民選舉による。また自主市制を以ても本制を採用することが出来る。

支配人制 人口五千以上の市はいかなる市に於ても自主市制によつて本制を採用することが出来る。

〔ユタ州〕

分類 人口五萬以上を一級市、七千より五萬までを二級市、他はすべて三級市とす。市は市會の三分の二以上の

投票と市長選挙に於る投票の十五パーセント以上に該當する署名數ある請願、もしくは市制制定委員会を召集する市民投票を以て自主市制を制定することが出来る。

市長市會制 三級市にして自主市制の規定を採用せざるところでは本制をとることが強制せられてゐる。市長は市會を司會し、キアスチング・ヴォートのみを有する。また否認權については何等の規定がない。

委員會制 一級市及び二級市にして自主市制を制定せざるところでは本制をとる必要がある。市長は委員會を司會し投票權を有するが否認權はない。人口五萬を超ゆる市に於ては市長のほか委員四名とし其の任期を四年とす。また五萬以下七千までの市に於ては市長ともに委員を三名とし市長の任期は二年、委員の任期は四年とす。

支配人制 本制の採用は必ず自主市制採用の手續きによる。

〔ヴァーモント州〕

分類 市は凡て州議會によつて市憲章を賦與せらる。本州には八の市と二百四十の町とあり。

市長市會制 本制は特別市制によつてのみ規定せられてゐる。故に一般的の規定はない。現在に於て七の市が本制を施行してゐる。

委員會制 本制に關する何等の規定なし。

支配人制 市、町、村ともに市民投票あるひは市、町、村會に於ける過半数投票を以て本州法の規定する本制を採用することが出来る。

〔ヴァージニア州〕

分類 人口一萬以上を一級市、五千以上一萬以下を二級市、五千以下を町とす。市は市民投票を以て州法の規定

する三通りの市制を選択することが出来る。市制の選擇に當つては人口五萬以上の市に於ては有権者の廿五パーセント以上の署名ある請願を以て市會は市制に關する選舉を行ふ市條例を設けることが出来る。

市長市會制 本制を採用してゐる市は八市。市長は市會に屬せずして否認權を附與せられてをり、之を無効たらしむるには三分の二以上の投票が必要である。市制選擇法により或は特別市制によりて採用することが出来る。

委員會制 本制の採用も市制選擇法によるか特別市制による。市長は委員會の一日にして委員會の選任する處とす。委員の任期は四年である。

支配人制 市及び町は市制選擇法によつて市制を採用することが出来る。市會は支配人を任命し、支配人の任期は三年である。但し六年間重任することが出来る。市長は市會中より選任せらる。本制は之を施行して後四ヶ年を経れば廢棄することが出来る。

〔ワシントン州〕

分類 人口二萬人以上を一級市とし（七市）、一萬以上二萬以下を二級市（三市）、千五百以上一萬以下を三級市（四十四市）、千五百以下を四級市（百六十三市）とする。此のうち三級市で二級市に昇格するに足るもの五市、四級市で三級市に昇格し得るもの八市あれども其の儘になつてゐる。市長市會制をとるもの二百〇四市、委員會をとるもの十三市あり支配人制をとるものは皆無である。

市長市會制 人口二萬以下の市にして委員會制を採用せざるものは州法によつて本制をとることを規定せられてゐる。市長は市會を司會するが市會の一員ではない。四級市を除き他の等級の市に於ては市長はすべて否認權を有する。市長の否認權を無効たらしむるに必要な票數は二級市に於ては三分の二、三級市に於ては七分の五である。

委員会制 人口二千より三萬に至る市は有権者の二十五パーセント以上の署名ある請願について市民投票を行ひ以て本制を採用することを得。市長のほか委員二名とし其の任期を三年とす。人口二萬を超える市に於ては自主市制の下に委員を夫れ々市行政各局の局長として選任する規定を設けることが出来る。

支配人制 人口二萬を超える市は自主市制に基いて本制を採用することが出来る。かかる市制を採用せんとすれば州議會によつて任命せらるる十五名の不動産自由保持者の委員會に於て作成し市民投票に附す。また有権者の總數の四分の一の署名を以てすれば市制の變更あるひは市制制定委員會の選舉を請願することが出来る。

〔ウェスト・ヴァージニア州〕

分類 市に分類なし。市は州法によるか、又は州議會の特別の議決によつて成立する。州議會の賦與する特別市制によつて市はいかなる市政形態を採用してもよい。

市長市會制 州法によつて成立してゐる市に對しては本制の採用が特記されてゐるが特別市制を以ても採用することが出来る。市長は市會の一員にして投票權を有するが其の代り否認權は無い。本州に於て本制を採用してゐる市が百九十市ある。

委員会制 如何なる市も特別市制によつて本制を採用することが出来る。現在、この制度の下に市政を行つてゐる市が五市ある。

支配人制 特別市制によつて如何なる市も本制を採用することが出来る。本制を採用してゐる市は六市である。

〔ウィスコンシン州〕

分類 人口十五萬以上を一級市 (Milwaukee 一市) とし、三萬九千以上十五萬までを二級市、一萬以上三萬九千

米國各州法制上に於る市の分類につき

以下を三級市、一萬以下を四級市とする。また人口千二百以上の町は市となることが出来る。市はすべて如何なる市政形態を採用しても差支ないが本州法の性質上、完全なる自主制を持つてゐる處はない。一部分あるひは完全なる自主市制を採用するには市會の三分の二以上の投票を以て制定し市民投票にかけるか或は有権者の十五パーセント以上の署名ある請願を以てする。

市長市會制 本州に於ては最も廣く行はれてゐるのが本制である。人口十五萬以下の市に於ては市長は市會を司會しキヤスチング・ヴァートを有する。また否認權を有し之を無効たらしめるには四分の三以上の投票を必要とする。

委員會制 人口十五萬以下の市は本制を採用することが出来る。市長のほか委員二名とし其の任期を六年とす。本州に於ては本制を混用してゐる市が二つあるばかりで最近十五ヶ年に互り本制を採用してゐる市は皆無である。支那人制 本制を採用してゐる市は七市である。市會は其の一員を選任して議長とするほか市長を置かない。本制は市制もしくは市條例によつても或は市民投票によつても採用することが出来る。

〔ワイオミング州〕

分類 人口四千人以上を一級市としてゐるが特別市制を有する *Home Rule City* の市の爲に特に二級市を設け人口六千以上九千以下となし三級市を設けず人口四千以下百五十人までを四級市とする。

市長市會制 いかなる市も市民投票によつて本制に關する州法の規定を採用することが出来る。一級市及び四級市に於ては市長は市會の一員であつて票數同點の場合に限り投票する。また二級市に於ては市長は市會に屬さないが同じくキヤスチング・ヴァートを有する。孰れの場合とも市長は否認權を有し之を無効たらしむるには三分の二

以上の投票を必要とする。

委員會制 人口四千以上の市は有権者の十五パーセント以上の署名ある請願について市民投票を行ひ以て本制に關する州法の規定を採用することが出来る。市長はか委員二名とし市長は特に市長として選舉せらる。

支配人制 凡ての市は有権者の十パーセント以上の署名ある請願について市民投票に附し以て本制を採用することが出来る。市會・支配人制をとつても委員會・支配人制をとつても差支ない。前者の場合は各區より三人の議員を選舉し其の任期を三年とし、後者の場合は委員五名とし其の任期を四年とす。いづれの場合も市長は委員會もしくは市會の一員とし委員會もしくは市會によつて選舉せられる。